

令和2年度 第1回 南あわじ市入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和3年 3月 26日(金) 午後1時から午後4時まで	
開催場所	南あわじ市役所 本館3階 304・305 会議室	
出席委員(職業)	委員 潮崎 征功(公認会計士) 委員 富本 和路(弁護士)(委員長職務代理)	
事務局出席者	木田総務企画部長 田村財務課長 安富係長(財務課) 榎本主査(財務課)	
関係課出席者	〔教育総務課〕中村課長、山口主事 〔商工観光課〕西岡課長、前川係長 〔下水道課〕倉本課長、魚谷係長、中谷主査、浦崎主査 〔農地整備課〕土井課長、榎本主査 〔建設課〕新地課長、中谷主事 〔子育てゆめるん課〕前田副部長、吉原副課長 〔文化体育館(体育青少年課)〕阿部課長、江本主任、前谷係長	
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 委員長職務代理あいさつ 2. 抽出期間における入札概要について 審議対象期間における入札及び契約状況の報告 3. 議事案件 抽出事案に係る入札及び契約手続き等の審議 ※詳細については、別紙 会議録のとおり 4. その他 1. 今後の開催の仕方、次回委員会開催日程について ※詳細については、別紙 会議録のとおり 5. 閉会 	
審議対象期間	令和2年1月1日から令和2年12月31日まで	
制限付一般競争入札	4件	対象件数 7件
公募型一般競争入札	一件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
委員会からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回答等
	別紙 会議録のとおり	別紙 会議録のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し	

令和2年度 第1回入札監視委員会議事案件一覧表

	入札執行日	担当課	工事・業務番号	工事・業務名	主に質問したいこと
1	1月7日	教育総務課	随意契約	学校教材配信システム更新業務	・1者随意契約となった理由について
2	1月30日	商工観光課	商観工第31-13号	慶野松原瓦舞台等改修工事	・不調の原因と、2月26日に成立した再入札との変更点について
3	6月12日	下水道課	特環第2-1号	松帆・湊20号管渠布設工事	・同日に入札された松帆・湊21号管渠布設工事(特環第2-2号)、八木榎列23号管渠布設工事(特環第2-3号)も、最低制限価格で落札(いずれもクジによる落札)されている理由 ・八木榎列18・19号管渠舗装復旧工事(特環第30-4号)においても、最低制限価格上で入札11者でのクジ(1者が最低制限価格未滿により失格)による落札がなされ、管渠工事は入札の意義に乏しい現状にある。この現状課題に対する、これまでの検討・取組み、他市の取組み、これからの対応・改善策の有無について
4	9月28日	農地整備課	八幡北工第2-1号	令和2年度 経営体育成基盤整備事業八幡北地区 第2-1工区	・高落札率の原因、入札したのは僅か2者で、その内1者が辞退している理由について ・8月7日に不調となった入札からの変更点、経緯について
5	10月8日	建設課	合特第6号	中山徳原線 道路改良工事	・高落札率(99.92%)の原因、予定価格の設定方法について ・同種の道路改良工事(格付けAまたはB)では、4月17日神代42号線外1路線 道路改良工事(単工道第1号)は89.82%、7月10日市5号線道路改良工事(合特第4号)は90.12%であるため、両者との違い・対比について
6	10月23日	子育てゆめるん課	南あ子育備第2-19号	児童福祉施設等オゾン除菌脱臭器購入	・指名8者のうち、6者が辞退した理由について
7	11月10日	文化体育館	文体工第2-2号	南あわじ市文化体育館 サブアリーナ空調設備新設工事	・最低制限価格未滿による失格者が過半数出たことに関して、予定価格の設定方法について

令和2年度 第1回 南あわじ市入札監視委員会 会議録

1 抽出期間における入札概要について

入札概要説明

○事務局より審議対象期間における入札方式別発注件数、金額等の入札・契約状況について説明。

(委員 1) 抽出に関して委員 2 から、コメントいただきたいと思います。

(委員 2) はい。個別案件の議事に入る前に、今回の抽出案件 7 件に関してコメントさせていただきます。今回 7 件抽出させていただきましたその母集団データと、南あわじ市のホームページで閲覧できる入札結果データと合計 20 件照合を行いました。随意契約を除く、すべての公開データと一致しておりましたので、提供されたデータがすべて抽出対象となる可能性があったということに関して心証を得ております。

(委員 1) ありがとうございます。では個別案件に移りますので概要説明をお願いします。

2 議事案件

1. 学校教材配信システム更新業務（教育総務課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 2) 質問に移る前に、この議事録は公衆の縦覧に供されますので、この説明資料にすでに記載されている内容と重複するかもしれませんがご容赦ください。ではまず、このシステム変更に至るまでの経緯についてお聞きします。このシステムを導入された事実を契機に今後も、同一導入業者と保守契約が結ばれていくのでしょうか。

(担当 1) こちらのシステムは平成 28 年度に導入をして、そこから 5 年間のリース契約で保守業務を行っております。今後もずっと同じ業者かということ 5 年のリース後、また入札等行うことになるので同じ業者というわけではないです。このシステム導入するに至った理由について、今回の Edumall（エデュモール）というシステムは学校の教材やデジタル教科書など、まとめて配信しているシステムです。個別のソフトを入れるのではなくて、まとめ

学校教材配信システム更新業務（教育総務課）

て配信できるためこの Edumall を導入したという経緯があります。

(委員 2) 平成 28 年に Edumall を最初に導入するという決定に至った経緯を教えてください。

(担当課 1) 経緯としましては、学校でこうしたものを使いたいという要望をこちらの方で受けて、Edumall を導入したという形でした。

(委員 2) Edumall は今回の導入業者からしか購入できなかったんでしょうか。それとも Edumall を入れるというのが先にあって、その後導入業者が決まったのでしょうか。

(担当課 1) 仕様書の方で Edumall を導入するというように指定しておりまして、それに対して対応可能な業者が入札してきて落札した、となります。

(委員 2) 導入当初は競争入札だったんですね。

(担当課 1) すみません。平成 28 年度の導入当時の資料が今手元になくて詳しいことがわかりません。

(事務局 2) 私はその当時教育総務課に在籍していたのですが、平成 28 年の導入時は公募型の見積競争を行いました。ホームページで公募を行って、参加申し込みのあった業者で見積競争をして落札者決定する、という方法で執行しました。

(委員 2) それは、何者か競合があったということですか。

(事務局 2) ホームページで広く募集をしたのですが、実際に参加申し込みがあったのは 1 者でした。

(委員 1) Edumall というそのシステム自体は、一般汎用性があるものなのですか。要するにどの業者でも対応できるようなものなのでしょうか。

(担当課 1) 導入業者は開発元ではないので、別の業者でもシステム導入は可能だと思います。

(委員 1) そうすると、リースが 5 年ということですが、そのあとはこの業者にこだわらずに一般的に公募なりの競争で入札手続きを行うということは特に業務に支障は出ない、ということでしょうか。

(担当課 1) はい。

(委員 2) これは 5 年保守契約ですから、5 年後の再更新に向けた考えが現状あれば、お教えてください。

(担当課 1) はい。こちらは現在各学校にサーバーを置いて運用しているんですけども、それをデータセンター 1 ヶ所にまとめていこうという計画を立ててま

慶野松原瓦舞台等改修工事（商工観光課）

して、その業者が今と同じじゃないと駄目かというところでもないので、通常の競争入札をして、新たなシステム構築をしたいと考えています。

(委員 2) 今回随意契約になったのにはコロナの影響があるのでしょうか。

(担当課 1) いえ、コロナの影響は関係なくて、現在 5 年間の保守契約をしていますので、途中で他の業者が入ってしまうと何かあった時にどちらに責任があるのか問題になったり、導入業者としては動作の担保ができないということも起きてしまいます。保守契約を 5 年間しているのに、このシステムを別の業者が触ったためそれ以降適切な保守ができなくなってしまう、という恐れがあったため 1 者随意契約をしております。

(委員 2) その理由でいきますと、学校教材配信システムに関しては、今から 5 年間保守契約が継続するということでしょうか。

(担当課 1) 今回は保守が切れたからこの更新をしたわけではなくて、保守の期間内ではあるのですが学校の教科書が変わるので、それに対応したシステムを構築しないといけないということで、本業務を実施しています。

(委員 1) これは保守の範囲には含まれてなかったんですね。

(担当課 1) そうということです。

(委員 1) リースの 5 年間という今年で切れるのでしょうか。

(担当課 1) 令和 3 年度末でリースが切れるのでそのタイミングでまた入れ替えを行います。

(委員 1) 承知しました。他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

2. 慶野松原瓦舞台等改修工事（商工観光課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 2) 本件工事の必要性について、改修工事ということですので何かしらの不具合が起こったうえでの工事だと思いますが、その点について教えてください。

(担当課 1) 瓦舞台の修繕工事に関しましては、慶野松原海水浴場に隣接するビーチバレーコートで行われるワールドマスターズゲームズの開催に向けたりとか、聖火リレーの会場にも選ばれておりますが、施設が老朽化していたため、綺麗にする意味でも改修工事をさせていただきました。

(委員 2) 聖火リレーはもう終わったのですか。

慶野松原瓦舞台等改修工事（商工観光課）

- (担当課 1) 聖火リレーは令和3年の5月に開催予定です。
- (委員 2) 来年度ということですね。そうしましたら、1回目の入札が不調不落到終わっておりますが、これだけの辞退者が出た理由を教えてください。
- (担当課 1) 人手不足とか手持ち工事が多い、あとは採算が合わないという理由で辞退届をいただいております。
- (委員 2) 一方、2回目の入札に関しては、価格等の調整はしていないにもかかわらず3件の入札がありましたが、この理由について、変更点も含めて教えてくださいいただけますか。
- (担当課 2) 変更点ということですが、設計は設計事務所に委託しておりましたので、この設計についての変更は一切行っておりません。業者を入れ替えただけで再度の入札を行っております。
- (委員 2) 1回目の入札の際に工事期間がタイトだとおっしゃっていましたが、2回目の工事期間も同様の期間で設定されて変更はなかったということですか。
- (担当課 2) 当時は令和2年5月に聖火リレーを予定しておりましたので、何とかそれまでに間に合わせたいということもあっての工期設定でした。1回目の入札が不調に終わっておりますので、2回目の時も心配はしておりました。議会で繰越明許の承認を得て、予算を繰り越して5月までの完成を目指して入札を行っております。
- (委員 2) 工期に関しては、納期をスライドした形にはなるんですか。最初の入札が1月30日、2回目2月26日ですね。工期末の日付というのはどうなるのでしょうか。
- (担当課 2) 入札時点では工期末を3月31日ということで、入札を行っております。
- (委員 2) それは当初の1月30日時点での入札の条件ということですね。
- (担当課 2) 2回目の2月26日の時もそうです。
- (委員 2) 令和3年の3月末ではないんですね。
- (担当課 2) 工期を当該年度の3月31日として入札を行って、その後議会で承認をいただいて、工期を延長しています。
- (委員 2) わかりました。先ほどおっしゃっていただきました、1回目の入札に関して辞退の理由を把握した経緯ですけれども、理由書なり質問書というような形で、文章化されていますか。それとも、口頭で、やりとりしただけでしょうか。
- (事務局 1) 入札辞退する場合は辞退理由を記載した届を提出するという事になって

おりますので、辞退した業者については理由を記載した辞退届が提出されています。

(委員 2) 承知しました。

(委員 1) それでは私の方から。1 回目の入札で 10 者選定されて、2 回目で残りの 6 者を選定されているんですけども、最初の 10 者の選び方はどういう選び方をされてますでしょうか。

(事務局 1) 本工事の発注金額は、格付等級区分 C に該当します。概要説明の時にもお話をさせていただきましたが、まず当該工事現場の地域性ということで、近くの事業者を選定させていただいて、あとは、財務課の方で星取表といひまして指名回数を設定している表がありますので、同じ建築 C ランクの中から指名回数により選定します。このように、地域性と指名回数を考慮して、10 者を選定しました。

(委員 1) この結果で、1 回目は 1 者だけ入れて他の方が辞退していて、2 回目の入札では 3 者が入札しているという状況というのは何か理由があるんでしょうか。もしくは、たまたまこうなってるだけなんですか。

(事務局 1) 1 回目入札不調に終わりました、この開札結果表というのはホームページで公表されています。当然、不落や不調になりました場合は、予定価格は非公表です。ただ、入札に参加して応札した業者の金額については、公表されます。1 回目の入札については 1 者応札がありましたが、最低制限価格未滿で失格となっています。その結果を見て、受注意欲のある事業者が、指名された際に、ある程度金額が推測できた可能性はあります。

(委員 1) ちなみにですが、1 回で 17 者指名というのは無理なんですか。

(事務局 1) 発注金額に応じまして指名業者の選定数の基準がありますので、それに沿って選定しております。

(委員 1) 10 者が限界ということですかね。

(事務局 1) 上限はありませんが、通常の取り扱いと違うイレギュラーな対応になります。通常は 5 者以上で、条件によりまして 8 者、10 者選定することもあります。

(委員 1) 今おっしゃった経緯からすると、仮に最初に 17 者指名しても、どうなっていたかわからないですね。1 回目の結果を見て入れてる、という可能性があるようですし。最初から 17 者であったら、極端な話、1 回目に 1 応札された 1 者以外は辞退してたかもしれない、ということですか。指名を分け

松帆・湊 20 号管渠布設工事（下水道課）

る意味があるのかどうかに関わってくると思うんですけど。

(事務局 1) 回数を分けて受注機会を確保するという意味では、一度の入札であまり多く選定しづらいところです。

(委員 1) そこは実際の合理的な理由で分けた方が結果としてもよかっただろうということと理解しました。私の方から以上です。

(委員 2) 先ほどご説明の中で星取表と言われましたが、仮に辞退された場合、それは星取表の中で「1 回指名した」と見なされるのか、それとも指名の実績には含まれずに、また次の指名候補として上がるのか、どちらでしょうか。

(事務局 1) 辞退理由にもいろいろございまして、例えば、手持ち工事がいっぱい、新しい受注が困難という理由であった場合は、どの程度そういう状況が続くのかという期間を辞退届に書いていただくようになっています。何ヶ月程度こういう状況が続く、といったようにですね。その場合は、その期間を考慮して指名を控える、ということはありません。それ以外の、例えば、積算した結果採算が合わないとか、期間内に完成が困難というような理由であれば、指名を控えるようなことはありません。

(委員 2) 承知しました。

(委員 1) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

3. 松帆・湊 20 号管渠布設工事（下水道課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 2) 松帆・湊 20 号管渠布設工事ですが、最低制限価格で落札されており、同日に入札された松帆・湊 21 号、八木複列 23 号管渠布設工事も最低制限価格で落札されております。その関係性も含めて、理由を教えてください。

(担当課 1) いくつか要因があると思うんですけども、まず標準歩掛や単価等の積算の基準がすべて公表されているのが一番大きな理由だと思います。市の方も予定価格を算出するために工事費用を計算していますが、このシステムに関しては一般にも販売されているため、入札業者も発注者と同等の積算が可能な状態となっているのが現状です。また、金抜き設計書、見積参考図書においても、設計の条件の明示をしております。さらに、もう終わっている工事等に対して開示請求されることがありますが、大体 1 つの工事に対して複数の業者から開示請求がありまして、その結果から工事の内容について業者の方としても研究されている、というのも要因となります。こう

したことから、業者もほぼ発注者の設計と同等の積算ができると考えられます。

(委員 2) 業者もほとんど同じような積算ができるということですが、数万円単位で差が生じる余地というのは、どういったところにあるのでしょうか。先ほどおっしゃったように、単価が公表され、積算方法もほぼわかっているということであれば皆さん類似した価格になると思うのですが、それでも複数の業者でわずかながら金額が違ってきている、という理由は何かありますか。

(担当課 1) 小さな差についてですが、金額がかさみますと工種も増えてくることになります。一つ一つの工種に関しては、先ほど説明させてもらったように、標準的な積算方法が確立されておりますが、あとはその積み重ねの中で、若干誤差が出てくるのかなと。金額が大きくなるとその分採用する単価の種類も増えてきますので、その中で誤差が出ることもあるのではないかと考えられます。

(委員 2) 積算は材料、人件費、その他経費とあって、それぞれ単価と数量の積ですが、単価は公表されていると考えてよろしいですか。数量の方も、設計図書によってほぼ確定しているのでしょうか。

(担当課 1) 数量に関しては、金抜き設計書の時点ですべてわかるように公表しております。

(委員 2) そうしましたら、業者によってずれる可能性があるのは、単価の方でしょうか。

(担当課 1) 単価部分の設定の仕方だと思います。

(委員 2) わかりました。次の質問です。八木榎列 18・19 号管渠舗装復旧工事においても、最低制限価格で応札した 11 者でのくじによる落札がなされています。これを見ると、管渠工事は入札の意義に乏しい現状にあると考えます。この現状課題に対するこれまでの検討や取り組み、他市の取り組みが分かれば、教えてください。入札は効率よく効果的に事業を発注する目的がある以上、ほぼくじ引きという状況では入札という意義、意味に乏しいのではないかと思います。そのあたり何か工夫ができる余地がないのでしょうか。

(事務局 1) 先ほど担当課からも説明にあったように、土木工事については、一般的に標準歩掛や積算基準が公表されており、また業者も情報公開請求を頻繁にして市の設計書の情報収集・研究を行っているという状況です。このこと

から、市の設計額が推測できるのではと考えております。入札する際に、参加する業者に対しましては設計図書として、図面や仕様書、金額の入っていない内訳書を配布しております。参加業者はそれを基にして設計金額を積算しております。工事金額の算出につきましては、設計書の他に工事費を構成する労務費や材料費の算定方法を定めた積算基準や資材単価が必要になりますが、入札の透明化を図るためにこういったものは基本的に県などが公表しております。公表されている物価や積算資料に記載されていない単価については、業者への見積徴収により単価を決定していますが、これについても、入札執行後に業者が情報公開請求により情報収集を行うことで、市の積算方法の研究を進めて、積算能力を向上していると思われまます。こういったことは、南あわじ市だけではなくて、他の自治体でも同じ例が見られています。競争入札は予定価格の範囲内で、さらに最低制限価格を設定した場合は最低制限価格以上で応札した中で、一番金額が低い業者と契約することが原則となりますが、本市については最低制限価格自体は事前に公表していないものの、算定方法はホームページで公表しております。受注を強く希望する業者は失格ラインギリギリの最低制限価格を推測して入札してくるため、結果的にこの最低制限価格と入札価格が同額になることは十分あることかと考えられます。最低制限価格と同額になることを防ぐ必要があるのであれば、例えば予定価格を根拠なく変動させる「歩切」という行為があるんですが、これは現在法律違反になっていますので実施できません。他に考えられる方法としては、ランダム係数の導入があります。ランダム係数というのは、くじなどで不規則に出る係数を乗じて、最低制限価格を上乗せする措置をするもので、入札手続きの透明性や公正性を確保することを目的としていますが、ランダムな係数を乗じて最低制限価格を増額した場合、先ほど申したような積算についてがんばって研究して適正な価格で応札した業者が最低制限価格未満で排除されてしまうというような懸念もあります。当市としましても、最低制限価格の有効性や必要性も認識しながら、ランダム係数の検討も含めて公正な制度になるように調査研究していきたいと思っております。

(委員 2)

最低制限価格でのくじ引きというのは、入札の形骸化であり、工夫の余地がないかと思ひ質問させていただきました。競った結果、最終的にくじ引きになるのは、公正な方法であり、現行制度上致し方ないということです

ね。

(事務局 3) 最低制限価格を設定して、かつその算定式を公表しておりますが、その最低制限価格が存在するのは何のためかという、おっしゃっていただいたように「有効な方法でかつ一番効率よくやった時の工事価格はこういう金額だ」ということを決めているといえます。そう考えると、ランダム係数を乗じるのは効果的というよりむしろ逆効果なのかなと。効率の良い価格が算出されており、それを一生懸命頑張って推測をして結果としてその価格で落札されているのは、一番良い方法で落札されてるんだと考えることもできます。ただし、その価格にすべての業者が寄ってきて結果としてくじ引き合戦になってしまう、ということに関して、それでいいかどうかというのは我々も問題として認識しているところです。何かないか模索はしているのですが、現時点で良い方法が見つかってはいない状況です。

(委員 1) 今の点に関連するのですが、最低制限価格を適用する案件になるんですよ。低入札価格調査制度ではなく。

(事務局 1) 低入札価格調査制度は、南あわじ市の制度では 1 億 5000 万円以上の工事で適用するものとしています。

(委員 1) その枠組みの変更は難しい問題があるんでしょうか。実際にこの開札結果を見て、最低制限価格未滿の業者が「これは無理だろう」という額ならばわかるんですけど、微妙な額で失格になってるのはちょっともったいないと思ったりするので、もしも低入札価格調査制度が使えるのであれば、適用を検討していったらよりよい競争が生まれるんじゃないかなというのは感じました。

(事務局 3) 低入札価格調査制度に関してはこの場でも何度かお話をさせていただいたことがあって、当初設定した基準としては工事契約の議会案件である 1 億 5000 万円というところにしております。ただそれに関しても、その基準が正しいかどうかといわれると、決めてきた経緯の中では単に議会案件であるということだけを理由にしているので少し考慮の余地はあるのかな、と思います。土木工事と建築工事ではそもそもの規模も違うところを、現在は同じ基準にしているので、その点についても今後検討していく必要はあるかも知れません。ただし、この低入札価格調査制度は平成 30 年 9 月から実施しているのですが、対象になる案件数が非常に少ないため対応できているというところもあります。現在でも一つの調査に 1 ヶ月位の期間を要

してしまうので、対象となる金額を引き下げてその件数を増やしていくと、ますます工事の着手が遅れてしまうという懸念もあります。

(委員 1) 金抜き設計書のみを公開しているとはいえ、後で正確な単価を当てはめることが可能であるというような状況なので、その中で微妙とは言え最低制限価格未満ではじかれているのが現状です。公平なルールの中での結果ではありますけれども、実際にはその安い金額でも可能であったと考えると、低入札価格調査制度が使えるばな、と思いました。もちろん、制度上今使えないということを理解したうえでのコメントです。

(事務局 3) 微妙な金額差で落札できたり失格になったりするの、先ほど話にあった単価の部分もありますけど、一つは最低制限価格を設定する際の数字の扱い方の違いもありますので、そこで金額のばらつきが出るということはあるかなと思います。そのあたりも今後検討を重ねていきたいと思えます。

(委員 2) 6月17日の松帆・湊20号の入札の金額はほぼどの業者も最低制限価格に近い数字を入れてきています。業者Aに関して、同日の別工事を最低制限価格で落札しており、松帆・湊21号の工事についても、最終的にくじで落選しているものの、最低制限価格で入札しています。一方、業者Bは前者の工事は最低制限価格未満ということで失格になってしまっていて、後者の工事では最低制限価格で入札し、くじで落札されています。ということは、どちらかの工事で最低制限価格ぴったりに積算できるからといって、他の工事がそうとも限らないものであり、工事によって差が出ることもある、と推察できます。つまり、業者Aが同日入札の2件とも最低制限価格ジャストで入札してくるとするのは稀なケースであり、注意すべき事例に思えます。立て続けに最低制限価格で入札・落札する業者に関して、データ集積や確認をされているでしょうか。

(担当課 1) 入札参加者の中には、先ほど説明したように開示請求で過去の資料等を集めて研究している者もいる、ということぐらいしか把握していません。

(委員 2) 財務課から抽出案件の母集団データをいただいた時に、最低制限価格で落札した業者のデータ取りをされているようでしたが、こういった調査は財務課でされていますか。

(事務局 3) 財務課でしているのは、最低制限価格と応札額がぴったり同じであった案件を拾うため、詳細な分析までは至っていないのが現状です。

(委員 2) 以前の監視委員会で、特定の設計業者と施工業者との結びつきの有無の検証のため、星取表を作って分析したことがありました。同じ要領で、データを集積させていくと、兆候を把握するツールにもなります。今回、同じ業者が2つの同日入札工事に関して、最低制限価格で入札してきたため、指摘させていただきました。私からは以上です。

(委員 1) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

4. 令和2年度 経営体育成基盤整備事業八幡北地区 第2-1工区（農地整備課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 2) 高落札率の原因と、応札がわずか2者で、そのうち1者が辞退している理由について教えてください。

(担当課 1) 先ほど別の課の説明でもあったように、金抜き条件、単価の明示がされていること、また歩掛などを応札業者が把握していることが原因と考えられます。その他、近年淡路島内ではほ場整備工事が数多く発注されており、情報公開請求等で各業者が積算内容の分析をするなどの努力によって、積算精度が高くなっているということが考えられると思います。応札したのが、わずか2者でそのうち1者が辞退している理由についてですけれども、工期限内に工事が完了しないということが、辞退理由となっていたと思います。

(委員 2) 工期は、2回目の入札と当初の入札で、変更はなかったのでしょうか。

(担当課 1) 当初の入札との変更点についてですが、貯水池の張りブロック工事を2回目の入札では追加しております。当初は別に発注する予定の内容でしたが、一度不落となっている間に準備ができたので、2回目の入札時に併せて一つの工事として発注しました。

(委員 2) 先ほどの1回目の入札での3者の辞退理由も、辞退届の中で回答されているということによろしいでしょうか。

(事務局 1) はい。採算が合わないという業者が1者、工期限内完了が困難という業者が2者おりました。

(委員 2) 別の課の案件では、下限である最低制限価格付近で競合しておりましたが、今回の工事に関しては予定価格という上限ラインで応札・落札されています。この理由は何かありますでしょうか。

(担当課 2) 高止まりというような表現させていただいたらいいかどうか分かりませんが、予定価格に近い位置での落札というのは、ほ場整備工事自体が土を

扱う工事が主であることが一因と考えられます。土工事では、降雨とか台風等によって、一旦仕上げたものが何かの要因で崩れたりすることがあります。やり直しとなると業者も自分の経費の中でやっていかななくてはならないということで、土工事等で被覆や舗装とか何もしないといった場合、そのあたりのリスクが高いのもあって、高止まりが発生していると考えられます。

(委員 2) その高止まりというのは、この時期ならではということでしょうか。

(担当課 2) それだけではなく、もう一つは工期自体が長いからというのがあります。長い期間工事現場を維持管理しなくてはならないという関係で、どうしても土工事部分について仕上げても修繕していくという部分が増えます。そうした現場管理に結構な経費がかかってくるというところで、その辺のリスクを加味した金額を入れてくるのかなと思います。

(委員 2) 時期や工事の特性によっては、最低制限価格に近い入札結果となる案件が、農地整備課でもあるということですか。

(担当課 2) ケースによります。今回のようなほ場整備とかため池等の工事になりますと、高落札率となる可能性が高いです。ただ、農道補修とか、短期に終わるといふことであれば先ほどの下水道課と同じように、落札率が低い状況になるところはあるかとは思いますが。その辺は工期や現場内容によっても落札率の差が出てきます。

(委員 2) 設計積算は、どなたがされているのでしょうか。

(担当課 2) 農地整備課で担当職員が積算しております。

(委員 1) 2 回目の時に貯水池・貯留水路を増やして設計をし直したということなんですけど、工事内容を増やすことで落札される可能性が高くなるという判断かと思うんですが、その理由ってというのは何かありますか。

(担当課 1) 貯水池の張りブロックなどは比較的簡単に工事ができるので、業者の利益が多いということで、追加させていただきました。

(委員 1) 1 回目の辞退理由にあった「採算がとれないため辞退」というのが少なくなる、ということなんですかね。

(担当課 2) 前年度に、今回発注しております張りブロックを除いて法面等は先に整形できておりました。それに加えて材料も容易に購入できる資材になっておりますので、すぐに施工に掛かれて、そのあとすぐに貯水池として確保ができます。業者としてはこの短期間で終わるといふところに利点があるの

中山徳原線 道路改良工事（建設課）

かなと思います。

(委員 1) 今の点で、土だけの仕事なのか、それともコンクリート・アスファルトが絡んでる仕事なのかというところだと、後者の方がシンプルに施工できるということになるんですかね。

(担当課 2) そうですね。コンクリートにはそういう部分もありますし、こういうほ場整備、ため池等工事についてはほとんどコンクリート二次製品を使います。コンクリート打設等については、コンクリートの値段が月によって変動する中現在上昇傾向にあるので、業者さんに嫌がられる部分が多いです。ただコンクリート二次製品については価格が安定しておりますので、翌月になって急騰ということが考えにくいです。あともう一つ、このほ場整備事業自体がほとんどブルドーザー及びバックホーでの施工になりますが、月々の軽油燃料も変動していきます。その関係で、燃料費が上昇傾向にある現状では、土仕事があまり好まれないという部分があるようです。

(委員 1) わかりました。他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

5. 中山徳原線 道路改良工事（建設課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 2) 本件工事に関しまして、高落札率 99.92%になりました原因と、予定価格の設定方法について教えてください。

(担当課 1) まず、本工事につきましては、一般に公表されております、土木工事の積算基準及び土木工事の積算単価に基づき積算しております。単価につきましても、一部見積の単価を採用していますが、特殊なものではなく、比較的単価設定も容易なのかなと考えています。最後に諸経費につきましても、こちら一般に率が公表されておまして、積算技術の高い入札者であれば、予定価格に限りなく近い金額の算定ができるのではないかなと考えております。高落札率の原因としましては、本工事は、道路改良、舗装、河川道路構造物、河川などといった、いくつかの工種が混在した工事であるということがあります。発注者側は諸経費の設定において、これらの工種の中から主な工種の一つを選び、その工種に準じた諸経費率を適用します。しかし、入札者は本工事にかかる経費、及び利益を考慮し諸経費額を算定

するため、諸経費額について金額に乖離が生じたのではないかなと考えます。実際応札のあった3者のうち2者は予定価格を超過しており、業者の計算では高落札率になる傾向にあったのかなと考えています。

(委員 2) わかりました。その対比としまして、同種の道路改良工事である神代42号線道路改良工事、市5号線道路改良工事はそれぞれ90%前後の落札率ですが、これらの工事との違いについて説明していただけますか。

(担当課 1) 今挙げていただいた神代42号線外1路線と市5号線の工事につきましても同じ道路改良工事ではあるんですが、実際工事の内訳で見た時に、今回発注した中山徳原線の方が含まれている工種が多くなります。複数の工種が含まれていてもその中で一つの工種に準じた諸経費率を適用してそれが一律で適用されてしまうので、工種が多いと低い工種の率が採用されてしまうことがあり、その場合は諸経費が全体的には低くなってしまいます。そういう面で諸経費額において、こういった落札率にも繋がってしまったのかなと思います。

(委員 2) 工種の違いということですが、担当課において、この工種の諸経費率を適用するという判断のもと、予定価格を算出していると思います。一方で、応札してきた3者がそれぞれ割と高い価格で応札してきているというのは、その3者はより高い工種の諸経費率を適用していると推察します。このことから考えると、担当課においても、高い工種の諸経費率を用いるべきだったのではないかと考えますが、そのあたりはどうお考えになりますか。

(担当課 1) 発注者では、いくつかある工種のうち金額が最も大きなものを主な工種として選定し、その諸経費率を適用させてもらっています。応札のあった3者の諸経費の考え方は、先ほどの説明と重複してしまうかも知れませんが、実際工事にかかる経費と利益を見込んで設定しています。諸経費率が公表されていて、発注者の設計の諸経費額を推定することは可能だと思いますが、それで利益が出ない場合はその額で応札できないということも考えられるので、今回金額が上がってきたのかなと思います。

(委員 2) 工事内訳書の中で、複数工種のあるものは、金額が最も大きいものを基準に積算するというのは、どの工事においても同じ考え方でしょうか。

(担当課 1) はい。そうです。

(委員 1) この中山徳原線の工事内訳書と、他の道路改良工事の工事内訳書を見て、具体的にこの内訳で、ピンポイントで算定するのが難しい、というところ

はどういったものになるのでしょうか。

(担当課 1) 発注者がどの工種を選んでもかというのは、工実施設計書の 1 枚目に工種が書かれていて、今回ですと「道路改良」を発注者側は適用していますということを示しています。

(委員 1) 中山徳原線の道路改良工事は大体金額はそろってる、という語弊がありますがけれども、積算しやすかったんだらうと推測されます。一方で、神代 42 号線外 1 路線については、下と上の差が 400 万以上あるということで、かなり差が開いています。先ほどの委員 2 からの質問もそこにあるかと思うんですけども、要は後者の方が積算しづらかったということだと推測しますが、それがこの工事内訳書でいうとどこにあたるのかというのはわかりませんか。

(担当課 1) 実際各業者の内訳まで見てないので明言することはできないのですが、おそらく業者は実際工事をする立場として、その工事をする時にどれぐらいの経費でできるのか、どのぐらいの利益がこれが出るのかということを考えて、応札していると思います。そういった点で業者の方で値段の設定の仕方についてはこちらで推測できない部分もあります。仮に直接工事費で値段に差が出てる場合は、例えば見積単価を使ってそれが一般に流通しているものじゃない場合であったり、非常に設定が難しいケース、あとは、特殊な歩掛を使っているケースなどが考えられます。しかし、それも公表されたり、金抜き設計書で明示しているの、直接工事費で大きな乖離しているのは、精度の高い積算のできる業者であれば出てこないはずですよ。

(委員 1) そうですよ。だからどうしてこれだけ金額が開いたのか、要は前者の工事と後者の工事の差は何かってところなんです。その把握はなかなか難しい問題ですかね。

(担当課 1) そうですね。各業者の内訳等あればそこからある程度推測はできると思うんですけど、今明言することは難しいです。

(委員 1) 関連の市 5 号線道路改良工事も多少入札金額に開きがありますが、全体のパーセンテージで見るとそれほどでもないともいえます。そうすると、やはり中山徳原線の工事が際立って近接した金額になっているのかなと。あくまでこの結果だけ見てのコメントですけども、そこを何か分析できれば入札の公平性というところにも、関係してくるのかなと思われたりします。

中山徳原線では予定価格 3570 万のところ、差は上と下で 200 万と少ししか変わりませんが、他の工事に関してはそれよりも予定価格が低いにもかかわらず、一番下の業者と一番上の業者での金額の差は 500 万、600 万円ありますから。その差が何なのかというのは、積算に原因があると考えますので、その辺のところをもう少し分析されて予定価格の算定するという余地はあるかと思えます。入札の結果という点だけから見れば、神代 42 号線や市 5 号線の方がよりよい入札になってるのかなと。結果だけ見た時に中山徳原線の工事が何でこんなふうになっているのか、何か原因があるのか探ることができればなと考えます。

(委員 2) この 3 つの工事に関する積算というのは、それぞれ別の方が担当されてるんですか。つまり、積算単価・積算数量は決まっています、誰が計算しても同じ結果になるのか教えていただけますか。

(担当課 2) 積算については、兵庫県からレンタルしている積算共同システムがあり、それを採用させていただいているため常に新しい単価に更新されております。積算についてもそれぞれの担当者が積算をした後、精算業務という二段階チェックを行っておりますので、単価適用の方法であったり、工種の選定であったり、そういったところはすべて職員の中で確認をして統一性を担保しながら積算しております。積算担当者が異なることによる違いは出てこないと思えます。

(委員 2) そういうことでしたら、業者間での工事毎での差というのは、分析しづらいと思えます。

(担当課 2) 今回の工事では間接工事費が「諸経費」と一つになってるんですが、本来の土木の積算基準上は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費となっております。共通仮設にはこういう費用を含みます、といった決まりがあるのですが、一本化されていることでどこに差があるか見えなくなっているといえます。これがわかると、乖離がどういう傾向にあるのかとか、こういう現場の状況ではこういう入札をされる傾向がある、などの把握はある程度できるのかなと思えます。

(委員 1) 地域的な差もあり得ますか。例えば、大きい車が通れるか、などによってもですが。

(担当課 2) 今回ご指摘いただいている中山徳原線の工事につきましては、張出しでの道路拡幅までの道路改良工事であり、横にかなり深い河川が通っておりま

す。そういった要因もあって、安全管理に重きを置いているのかなと想像します。他の2工事については、平坦であったりヤードも広く取ることができ、中山徳原線の工事と比べれば経費は安く済んだのかも知れません。

(委員 2) この3つの工事ともに、最低制限価格未満ですとか、予定価格を上回った業者もほとんどございませんので、適切な予定価格の設定だったと思います。ただ、片方の工事は落札率99.9%で、もう片方は90%前後という結果を考察した時、どちらの工事がより適切だとお考えでしょうか。

(担当課 2) 諸経費を算出する前の直接工事費がどう算定されているのかが、まずは大事なかなと思います。使用される資材が、こちらが思ってる資材と同等・同規格・同性能であるということがちゃんと把握できておれば、当然直接工事費が積算とほぼ合うはずですが、中には、そこで乖離してる場合もあるでしょう。まずは直接工事費が一番肝心な話であって、あとの諸経費については労務者の保険であったり、安全管理・現場管理とかになります。これはその業者での経費積み上げになります。今年度の工事を平たく並べて平均を取りますと、落札率が大体87%というところに推移しております。最近では最低制限価格近くで争う傾向にもありますので一概にはいえないと思いますけど、本来こちらが設計した価格に近い方が、それなりの性能を持ったものができるかと解釈しております。

(委員 2) 工事の落札率について年平均でどうか、という検討はされているようですが、それ以外に個別案件毎の検討はされていますでしょうか。

(担当課 2) 不落案件についてはそういう検討はしています。また、実際落札された場合にもその落札率を確認しています。それが平均と乖離するなど目立つものの場合は、さらに内容を確認したりはさせていただいております。

(委員 2) 不落・不調に終わった工事は当然その分析をされますし、それ以外にも目立ったものに関しては、目を通していらっしゃるということですね。

(担当課 2) どんな工事だったのかということも含めて目を通しています。例えば舗装のみの工事ですと積算に必要な情報のうち公表されている部分が多く、ぴったり合うというところもありますので、そういう事例が出た場合は工種の方も気を付けて見るようにはしています。

(委員 2) わかりました。

(委員 1) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

児童福祉施設等オゾン除菌脱臭器購入（子育てゆめるん課）

6. 児童福祉施設等オゾン除菌脱臭器購入（子育てゆめるん課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 2) 本件の機械装置を導入する必要性、きっかけについて教えていただけますでしょうか。

(担当課 1) 説明資料の中に 28 箇所、61 台の納入先一覧がありました通り、納入先は保育所ほか子育て学習支援センターと、学童保育の施設となります。幼児、或いは小学校低学年の子供さんが集まる施設で、新型コロナウイルスの感染対策として、オゾン脱臭機がウイルス除去に効果があるということで、導入を決定いたしました。

(委員 2) それは、各保育園等現場サイドの要望を聞き入れた形ということでしょうか。

(担当課 1) 担当課の方で提案しまして、現場の意見も吸い上げて協議した結果、これでいこうとなりました。

(委員 2) エアコンとは別の、オゾン除菌脱臭専用の機械装置ですか。

(担当課 1) そうですね。国の指定を受けておりまして、サイズ的には 20 cm 程度の小さいものなんですけれども、オゾンの酸化作用でウイルスを無害化させる効果があるという機械装置になります。奈良県立医科大の研究で効果があると公表された中で、こういったオゾン脱臭機で市場に出ているものがあつたため、いち早く導入したいなということで決定いたしました。

(委員 2) このサイズが各施設 2 台ということですが、広大なスペースをこの 2 台でカバーできるのですか。

(担当課 1) 1 台の効果が及ぶ範囲が 50 畳、約 80 m² ぐらいです。

(委員 2) 次に、指名 8 者のうち 6 者が辞退した理由について教えていただけますか。

(担当課 1) 6 者のうち、自社の取り扱い分野ではないというのが 1 者ございました。その他、手持ちが多くて追加の受注を受けることができないという理由が 1 者、指定された契約期間内に完成させることが困難という業者も 1 者ありました。納入期限について、当初 2 月 26 日を納入期限として仕様を作成し、入札の通知をしました。その後、納入期限をもう少し延ばすことはできないかという質問があつたので、3 月 31 日まで延長可能ですと各業者へ連絡を入れています。しかし、それでも 1 者はこの期限が理由で辞退されています。あとの 3 者は、仕様書を満たす物品調達ができないという理由でした。

児童福祉施設等オゾン除菌脱臭器購入（子育てゆめるん課）

- (委員 2) これは特殊な機械で、流通量が少ないものなののでしょうか。
- (担当課 1) まだそんなに出回ってないと認識しております。オゾンが有効であるというのが証明されたのが比較的最近で、それからの製造、国の認可だったと思うので、まだ数は出回ってないような状況です。
- (委員 2) これだけの辞退者がありましたから、入札登録だけしておいて、ほとんど入札に参加しない消極的業者が多いのかなと思いましたが、そういうわけではないということですね。
- (担当課 1) そういうわけではないかなと思っています。国の事業で、保育施設や社会福祉施設に対して補助するので、いろんな消耗品や備品を購入し感染予防に十分気を付けなさいというものがありますが、それもあってどの業者も各施設からたくさんの受注を請け負っていたものと思われれます。その中で61台を1度に納入というのが難しかったのかも知れません。
- (委員 2) 財務課の対応になるかと思いますが、消極的な業者で、指名を受けたにもかかわらず、ずっと入札に応じないという業者があった場合は、指名停止等の措置はされるのですか。
- (事務局 3) 別案件の説明でも話がありましたが、手持ち過多で受けられない期間が一定期間あります、という場合はその期間の指名を控えることを考慮しますが、それ以外の場合は、応札しないことを理由に不公平な取り扱いをするということはいたしかねると考えます。
- (委員 2) 例えば、何回か連続で入札に応じない業者を指名停止にする、ということはないというわけですね。
- (事務局 3) そうです。そもそも辞退届すら届かない、いわゆる「不着」に対して何らかのペナルティを、という話も以前の入札監視委員会の場でありましたが、不着であったりとか、消極的であるということに対してのペナルティを加えるということは今はしておりません。
- (委員 2) わかりました。
- (委員 1) 私からお伺いします。開札結果にある「入札に関する条件5」で無効というのはどういったものなのでしょうか。
- (事務局 1) 本件は、直接会場で札入れを行う入札でした。この業者については、当日会場に来られていたのが代理の方であり、その場合入札書には代理の方の押印が必要になるのですが、その押印がなかったため無効になっています。
- (委員 1) もう1点、この機械は非常に特殊なものかと思うんですけど、業者指名の

児童福祉施設等オゾン除菌脱臭器購入（子育てゆめるん課）

基準はどういったところで選定されたのでしょうか。

(事務局 1) 発注金額に応じて選定業者数の基準が定められており、本件であれば概ね 10 者という基準になっております。概要説明の中でもありました通り、物品役務の指名願名簿に「医療器械器具」という業種がありますが、この中に登録されている業者は淡路島の中ではこの 8 者のみとなります。そこで、この 8 者すべてを選定したということになります。

(委員 1) 医療器械器具ではなくて、電化製品を扱っている業者も入れるというのは検討されなかったのでしょうか。というのは、指名業者のうちいくつかは明らかに医療関係の業者で、扱ってないというのはあり得るかなと思ったのですが、そのあたりの選定はどのようにお考えですか。

(事務局 1) 実際のところ、今回購入するものがどのようなものかは入札・契約担当ではなかなか把握しきれないので、担当課の方で業種を決定していただき、その中から業者を選定したということになります。今回の製品が、電化製品に登録された業者でも納入可能なものかどうかは把握しておりません。

(委員 1) 担当課の方で「医療器械器具」の業種を指定したのは、何か下調べがあったのでしょうか。

(担当課 1) こちらの製品を導入されてるのが救急車であるとか、医療機関であるという報道がよくありましたので、「医療器械器具」としました。

(委員 1) 報道では「医療機関でも使われてますよ」という点を特徴的に出す場合がありますので、こういう商品を扱ってる業者が「医療器械器具」を扱ってるとこ以外にもあるのか調査して広く指名していたら、応札ももう少しあったかなというふうには思われます。

(担当課 1) 落札したのが事務用品等も扱っている業者でして、そういう業者が応札できているので事務用品を扱う業者でも対応可能であったかも知れません。ただ、先ほどもいいましたように今年度は感染予防のための消耗品をかなり大量に市内の業者から購入しておりましたので、同じところばかりに指名が偏らないようにという想いがあったのと、本商品は医療器械に近いと思われるという判断が働いたということになります。

(委員 1) お子さんの健康に関わるというところで急ぎでしたでしょうし、そういう事情も理解できます。

(委員 2) 医療器械器具で指名登録されているのが淡路島内で 8 者ということでしたが、以前の入札監視委員会で同じような医療機器を扱った時に、確か他の

南あわじ市文化体育館 サブアリーナ空調設備新設工事（文化体育館）

業者も指名の中に入ったと思いますが、今回の入札で入っていないのは何か理由があるのでしょうか。

(事務局 1) ご指摘の入札は、確か健康課所管の超音波診断装置の入札で、もっと高額かつ特殊な機械の案件であったと思います。

(事務局 3) 特殊なものの場合、取り扱えるかどうかをある程度確認をしたうえで業者を選定していると思うので、カテゴリーが同じでも同じ運用で取り扱えないことはあり得ます。また、今回の案件に関していうと、島内の業者で一定数を確保できているということで公平性は担保できていると考えます。そうであれば、できるだけ島内の業者を優先するという意味での業者選定であったと思います。他方で、超音波診断装置に関しては、市内・島内の業者でそこまで扱える業者がなかったのではないかと記憶しています。

(委員 2) 別案件で指名されて、今回指名されなかった業者は島外の業者ということですか。

(事務局 1) 神戸等の業者になります。通常、指名業者を選定する場合、例えば今回であれば医療器械器具の中に登録された業者の中で、市内業者を優先して選定していきます。それでも基準の数に満たない場合は、市外にも対象を広げて選定します。今回は島内だけで 8 者そろったため、競争性を確保できるということでこの 8 者で実施させていただいています。超音波診断装置の方につきましては、機械の特殊性もありますので、担当が登録された業者に扱えるかどうかというのを確認して、それが市内、或いは島内ではごくわずかの業者しかおらず、競争性が確保できないということでさらに範囲を広げて業者を選定したということになります。

(委員 2) わかりました。

(委員 1) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

7. 南あわじ市文化体育館 サブアリーナ空調設備新設工事（文化体育館）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 2) この空調設備を導入するに至った経緯、必要性についてお聞かせください。

(担当課 1) 文化体育館の夏場の利用としては文化イベント、スポーツ大会などがありますが、メインアリーナで行う時はほとんど空調を利用しております。ただ、スポーツ大会とかに関しては、ウォーミングアップする場所も必要となるのですが、サブアリーナに空調がないので利用者の方からも空調設置

の要望があがっていました。サブアリーナに空調を新設することで、ウォーミングアップ用のスペースとしての活用、夏場の会議等への活用ができると思い、今回の工事に至りました。

(委員 2) サブアリーナということは、メインのアリーナがあって、その近くに併設された施設に空調設備を新設したということですね。

(担当課 1) はい、そうです。

(委員 2) 次に、最低制限未満による失格者が過半数出た原因について、予定価格の設定方法とあわせて、教えてください。

(担当課 2) まず、今回工事の設計につきましては、5 者による指名競争入札を経て落札された業者に設計監理業務を委託をさせていただいております。そして、その設計業者の設計に基づきまして、工事を発注しております。

(委員 2) 設計業務の委託という点において、本工事や導入機器の特殊性ということで外部発注されたということですか。担当課で自ら設計するというのは難しいのでしょうか。

(担当課 2) 設計業務に関しまして、当課職員では専門的な知識とか必要な資格を持っていないため、業務を委託させていただきました。

(委員 2) こちらの施設では、設計は基本的に外注しているということでしょうか。

(事務局 1) 工種にもよりますが、建築工事や設備関係の工事では、文化体育館のみならず南あわじ市のどの部署でも設計事務所に委託しているケースが多いです。

(委員 2) 委託先については、担当課の方で任意に選定されたということでしょうか。

(担当課 2) 設計監理業務については指名競争入札を行っており、市内設計業者より 5 者選定し、その中から 1 者が落札したという経緯がございます。

(委員 2) わかりました。次に、12 者が参加したうち 7 業者が最低制限価格未満で失格になっていますが、この点について調査・原因分析されていますか。

(担当課 2) 今回の設計にあたりまして、設計業者は参考見積を 3 者から取り、それを参考にした単価で設計するなどしていました。そうしたように、設計段階でも複数からの見積による単価設定をして入札に臨んでいますので、設計書の内容としては適正なものであったと考えています。失格になったというところに関して、個別に理由等確認はしておりませんが、業者の儲け幅の設定で金額に差が出てしまったのかなと推測しております。

(委員 2) 3 者の参考見積を取られたということですが、実際に予定価格として採用

された価格というのは、その3者見積のうち一番高い値段を採用したのか一番低い値段を採用したかわかりますか。

(担当課 2) 品目によるところもありますが、3者の単価の一番安価なものを採用単価としています。

(委員 2) 安価な価格を採用し、最低制限価格未満になる業者が多数あったということですね。次に、応札業者の中で、一番下と上の業者の差は700万円以上、約1.5倍の価格差がありますが、それほど特殊な工事なんですか。

(担当課 2) 今回の工事は、室内機室外機を壁の中に埋め込むという工事なんですけれども、それが管工事の中でどの程度特殊なのか把握しておりません。ただ、今回落札率が90.6%となっており、令和2年度の管工事では平均で91.8%であることを考えると、金額の面では概ね適正に入札を執行できたのかなというふうに考えております。

(委員 2) 年平均で見ると適正と考えられる落札率の幅におさまってるというのは確かにそう思いますが、この個別案件だけを見ると、落札業者と最低制限価格未満で失格となった業者との差は150万円ほどと1割強の開きがあります。それを機会損失と考えると、予定価格の設定方法に改善の余地はないかと考えます。参考見積価格を取ったのは3者ということですが、どの工事もその数は決まっているのでしょうか。参考見積相手を多くすればより予定価格の精度が高まると思います。

(担当課 2) 単価を決めるにあたりまして、3者からの見積というのは、概ねそういった数が多いかと。中には5者から見積をもらうケースもあるとは思いますが。

(委員 2) 3者にする、5者にするという決まりはなく、工事毎に決められてることでしょうか。

(担当課 2) そうですね。

(委員 2) この工事に関しては、最低制限価格を下げるような方策はなかったのか、検討の余地を含むと思います。

(委員 1) 私の方からお伺いしたいと思います。金抜き設計書を見ると、空調設備工事のところで製品型番が記載されているのですが、製品を指定しているのでしょうか。

(担当課 2) はい。

(委員 1) この製品を前提にしているということですね。

(担当課 2) そうですね。基本的にはこの製品でということになります。

- (委員 1) そうすると、おそらくその製品の仕入をどれだけ安くできるかが差に出たのかなと。というのは、他の項目のケーブルとか管はどこでも単価が変わらないと思われるんですよね。そうすると、この空調設備製品の見積が、予定価格を決める時と各業者とのもので違ったのではないかと。これは私の想像なんですけど。
- (担当課 2) 仕様の中でこの製品は参考品番としていますので、どうしても困難なところにつきましてはカタログ等を事前に提出して、同等品以上のものであればそれも可能とすることはできました。
- (委員 1) 一般的にいうと、おそらく世の中によく出回っているものほど仕入はしやすいだろうし、特殊なものほど仕入がしにくいと思います。入札結果自体は、公平性という観点からはいいと思うんですけど、他の委員がいわれたように最低制限価格未満での失格が多いのはもったいないな、という感覚はあります。どうしてもその製品でなければならぬという理由がないのなら、いくつかの製品をピックアップしてもいいのかなと。その時に予定価格をどこに設定するかというのは難しいですが、もしかしたら最低制限価格が下げられたかもしれないと感じました。私の方からは以上です。
- (委員 2) 年平均の落札率をこの幅に収めたい、という目標数値は設定されていますか。おそらく年平均すると、90%強のところまで落ち着くと思いますが、結果的にそうなっているのか、それともそういう結果になるよう個別案件ごとに目標数値を設定しているのか教えてください。
- (担当課 2) 今回の入札に限らず、発注する際にはできるだけ安価に越したことはないかなと考えてはいるんですが、担当課としましても金額に関してもう少し考えながら設計を組んでいかないと、と考えています。
- (委員 2) 個別案件毎の目標落札率というのは特に設定されていないということでしょうか。
- (担当課 2) はい。
- (委員 2) わかりました。年度が終わった後に、落札率の過年度比較されてないですか。例えば、去年よりも平均落札率が高かった、低かったといったフィードバック分析をされていませんか。
- (担当課 3) 当課では、入札案件になる大きな金額の工事が年に数件程度で、工種も異なることが多く、特にそこまでの分析はしていません。
- (委員 2) わかりました。実態把握のためお聞きしました。

その他検討事項

(委員 1) ではこれで終了です。お疲れ様でした。以上で個別案件については終了とします。

3 その他

1. その他検討事項

○今後の開催について

(事務局 3) 大体年 3 回のペースで開催をして参りましたが、令和 2 年度はコロナの関係で 1 回で終わってしまいました。令和 3 年度どうなるか今の時点では何ともいえないんですけども、できるだけ 4 ヶ月に 1 回の開催をしたいと考えています。通常であれば 1 回目を 7 月ぐらいに調整させていただいてまして、差し支えがなければ同じぐらいの時期で考えています。時期のご希望があれば調整はさせていただきます。本日欠席しています委員長にもお聞きしたうえでということになります。

(委員 1) 特にどの時期が、というのはありません。7 月ということで今の段階でわからないところもありますが、なるべく早くに調整していただければありがたいかなと思います。また、今後コロナがどうなるかわからないですけど、委員会の時間だけ見ると空いていても移動の面を考えると出席できないというのはあり得る話だと思うので、ウェブ会議等もできればなあとは思ったりはします。

(事務局 3) 今回もそれを想定には入れていました。ただ、すべてをウェブにしようとして、自由闊達な意見のやりとりを目指すこの会ではやりとりが難しいのではとも考えました。

(委員 1) 可能な限り、立場の違う 3 人が意見・質問をするという方がいいとは思いますが。

(事務局 3) 今回は緊急事態宣言の発出・延長もあった中かなり厳しいスケジュールではありましたが、ご調整いただき何とか開催はできたというのはよかったかなと思います。

(委員 1) そうですね。書面のやりとりでできる会議じゃないだろうと思いますしね。

(事務局 3) 事務局では先ほど話しましたウェブ会議や、もう一つは書面開催についても模索しておりました。ただそうすると、内容のすり合わせが難しいですし、書類でのやりとりのみでできた成果で良いのかといわれると、この場でご意見をしっかり発言して、その中から生み出されるものもきっとある

その他検討事項

だろろうと思っています。

(委員 2) 書面で何往復かするというのもかなり煩雑でしょうね。面と向かって話をしても、質問の趣旨と回答がかみ合わない時はかみ合いませんから、書面ではやはり難しいのではないかと思います。

(事務局 1) 委員長は別組織の監視委員も兼ねられているのですが、そちらではコロナの影響で書面での開催になったと聞いています。質問を投げかけて、1～2週間回答を待って、としたそうです。

(委員 1) 時間も相当かかりますよね。

(事務局 1) 最低一往復はこの質問のやりとりがありますし、回答も整った文書での回答が多くなるそうです。

(委員 2) 対面が一番いいんですが、次にウェブ会議で、最終手段が書面でしょうか。

(事務局 3) 当市の入札監視委員会は平成 30 年から始まったところでまだまだ途上期であり、今からまたブラッシュアップしていく必要もあると感じます。そうになると、書面の綺麗な形でやりとりして終わっていいのかということちょっと懸念もあります。やはり今日のような対面形式で開催できるのが一番いいと感じました。次年度の日程については改めて調整させていただきまます。また、2 期目の初年度がこれで終わり、任期は令和 3 年度末までとなります。その後についてはまた相談させてください。

(委員 2) 任期の上限というのは特にありませんので、市の調整の結果依頼されれば受けることも可能です。

(委員 1) 私は、依頼の受け方によっては任期の年数制限がありますが、個別に依頼を受けることもできますので、市の方が差し支えなければ、私は大丈夫かとは思っています。

(事務局 3) ありがとうございます。それではこれで閉会させていただきます。長時間ありがとうございました。

配布資料

- ① 入札契約方式別発注件数 総括表(R2.1.1～R2.12.31)
- ② 入札執行状況(R2.1.1～R2.12.31)
- ③ 随意契約一覧表(R2.1.1～R2.12.31)
- ④ 令和 2 年度 第 1 回入札監視委員会抽出案件資料